

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 10 月 28 日

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所長
荒川 敏之

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、木曽川水系連絡導水路建設事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、別紙－1 に示す作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載してご提出ください。参考見積書の様式は問いませんが、作成例（別紙－2）を参考としてください。
- (2) 提出期間：令和 7 年 10 月 29 日（水）から令和 7 年 11 月 12 日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之 宛
【担当】揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西
〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面 136
TEL：0594-42-5012 FAX：0594-42-5020
メールアドレス nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送、FAX またはメール（社印があること）により提出するものとします。
（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）
- (5) 件名
航空レーザ測量業務（仮称）

4. 参考見積内容

- (1) 業務作業項目、作業内容
本参考見積は、別紙－1 に示す作業を実施するための標準的な歩掛等とします。
- (2) 業務費の構成と歩掛等見積徴取範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
 - ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費等のうち、上記(1)「業務

作業項目及び作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を徴取します。

なお、基準書で定義されている直接経費のうち、上記(1)を実施するために、電子計算機使用料の計上が必要な場合は、参考見積書に「電子計算機使用料＝直接人件費×○%」等を明記してください。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年3月31日まで

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和7年10月29日（水）から令和7年11月5日（水）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (3) に同じ

(3) 提出方法：3. (4) に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和7年11月7日（金）から令和7年11月12日（水）まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

見積仕様書

件名：航空レーザ測量業務（仮称）

第 1 節 業務の目的

本業務は、航空レーザ測量によって木曽川水系連絡導水路検討区域周辺の地形情報を取得するとともに、得られた情報等から地形図等を作成するものである。

第 2 節 準拠基準等

1. 独立行政法人水資源機構公共測量作業規程(平成 20 年 6 月)

第 3 節 全体計画

受注者は、業務の目的、内容を把握したうえで、当機構が別に定める測量調査等業務共通仕様書（令和 6 年 4 月）第 1 編第 1 章第 13 節に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

第 4 節 航空レーザ測量（レベル 500）

4－1．計測計画

1. 航空レーザ計測は、GNSS 衛星配置等を考慮しつつ、三次元計測データのデータ間隔を満たすよう計測諸元（対地高度、対地速度、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート及び飛行方向・飛行直交方向の標準的取得点間距離等）、飛行コース、固定局の設置場所及び GNSS 観測を計画するものとする。
2. 計測密度は、16 点/1.0 m²以上となるよう設定する。
3. 固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。

4－2．航空レーザ計測

1. 航空レーザ計測は、回転翼機を使用し、航空レーザ測量システム（GNSS／IMU 装置、レーザ測距装置、解析ソフト）を用いて、別図の航空レーザ計測範囲（約 91.80 km²）について計測データを取得する。計測密度は、16 点/1.0 m²以上となるよう設定する。計測データの取得は、固定局の GNSS 観測データ、航空機上の GNSS 観測データ、IMU 観測データ及びレーザ測距データについて行うものとする。
2. 対地速度は一定の速度を保つように努めるものとする。
3. フィルタリング及び点検のため、航空レーザ用数値写真を撮影するものとする。

4－3．調整点の設置

1. 三次元計測データの点検及び調整を行うための調整点を設置するものとする。調整点は平坦な箇所で、調整点の計測に支障がない場所に設置するものとする。調整点の点数は、8 点以上とし、作業地域全体にできるだけ均一に配置するものとする。
なお、近傍に水準点がない場合は、調整点に最も近い 2 点以上の水準点及び調整点の計測点に GNSS 受信機によるスタティック法で行うことができるものとする。
2. 調整点の計測は、公共測量作業規程に基づき実施することとする。

4－4．三次元計測データ及びオリジナルデータ作成

1. 航空レーザ計測にて得られたデータを統合解析して三次元計測データを作成するものとする。三次元データを作成する際は、ノイズ等によるエラー計測部分を削除

するものとする。

2. 航空レーザ用数値写真及び三次元計測データ等を用いて正射変換を行い、簡易オルソ画像を作成するものとする。
3. 水部ポリゴンデータは、航空レーザ用写真地図データを用いて水部の範囲を対象に作成するものとする。
4. オリジナルデータは、三次元計測データから調整点成果を用いて点検・調整した三次元座標データを作成するものとする。

4－5. グラウンドデータ作成

1. オリジナルデータから地表遮蔽物部分の影響を受けたデータをフィルタリング処理し、地表面の標高データを作成するものとする。
2. 低密度ポリゴンデータは、フィルタリング結果を用いてグラウンドデータが低密度になった範囲を対象に作成するものとする。

4－6. グリッド（標高）データ作成

フィルタリング処理後のグラウンドデータから、1.0mメッシュのグリッドデータを作成するものとする。グリッドデータへの標高内挿補間方法については、TIN や最近隣法を用いることを基本とする。

4－7. 等高線データ作成

グラウンドデータまたはグリッドデータを用いて等高線データを作成するものとする。主曲線間隔 1.0m、計曲線間隔は 5.0m にて作成するものとする。

4－8. 成果品検定

航空レーザ測量成果については、別添図に示す図面作成範囲（約 12.40 km²）を対象に外部検定機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書及び測量成果品検定記録書を提出するものとする。

第5節 地形図作成（簡易図化）

受注者は、別添図に示す図面作成範囲（約 12.40 km²）について、数値地形図データの 1.0m グリッド（標高）データを基に、地形図（1/500 縮尺）を作成するものとする。

なお、地形図に表記する対象地物については、監督員と協議するものとする。

第6節 報告書作成

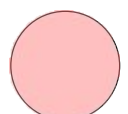
受注者は、本業務の成果をとりまとめた業務報告書を作成するものとする。

別添図

全体平面図

縮尺：S=1：100000

凡 例

	航空レーザ計測範囲	約91.80km ²
	図面作成箇所	10箇所（計 約12.40km ² ）

